

令和5年度 保育所・認定こども園・幼稚園 入所申込み案内



令和5年4月からの入所を希望されるご家庭は、

令和4年

12月5日(月)~12月16(金)

までにお申込みください。

詳しい受付時間・場所についてはp. 3「入所申込みの受付について」をご参照ください。

※ご都合がつかない場合は下記の連絡先までお願いします。

【お問い合わせ先】

〒895-2511 伊佐市大口里 1888 番地
伊佐市役所
こども課 子育て支援係
TEL(0995)23-1311

添付書類チェック表（網掛けは必要な方のみ）

提出する前にチェックをお願いします

支給認定申請書兼利用申込書（新規）		多子世帯保育料軽減同意書	
保育所等利用申込書（継続）		第3子以降保育料無料化申請書	
保育を必要とする証明書（就労証明書等）		育児休業取得証明書	
家庭調査票		障がい・療育等の手帳	
保育料連帯納付誓約書			

- 印鑑のもらい忘れはありませんか？
- 申請書兼利用申込書（新規）は裏面にも記入するところがあります

保育所・認定こども園・幼稚園の入所申込み

入所申込み時の注意事項

書類がすべてそろってから受付けます。

- 申込み案内は必ずお読みください
- 菱刈庁舎での入所受付は行いません
- 12月中に申込みをした方を優先的に決定しますので、期限内での申込みをお願いします
- 翌年1月以降に申込みをした場合、各月末に内定します
- 添付書類の不備等がありますと決定に遅れが生じるおそれがあるため、不備があった場合は速やかに追加提出等をお願いします
- 継続入所申込みの方で、新しくきょうだいが新規入所希望の場合、きょうだいの新規申込書を提出する必要があります（保育所等に置いてあります）
- 希望者多数の場合、入所選考基準表《保育を必要とする理由をポイント化した表》を基に優先順位が高い方から決定します
- 修正液（テープ）使用不可⇒訂正印をご使用ください
- 関連書類に記入の際ははていねいにはっきりとご記入ください
- 転入してきた人や市外に住んでいる人は必ずマイナンバーをご記入ください
- 令和4年1月2日以降に伊佐市へ転入した人の税情報は、転入元の市町村へ情報照会を行います
が、税情報を取得できない場合（どなたかの扶養に入っている場合や収入がなかった場合等）は令和4年度所得課税証明書の提出が必要となります
- 保育理由が変更したときは、必ず届出をお願いします（退職・出産等）
- 受付の際に本人確認を行います。本人確認のできるもの（免許証や保険証等）をご持参ください。
- 期限内提出厳守

**12月16日（金）
までに提出を！**

入所申込みの受付について

申込書ほか添付書類および印鑑をご持参ください。

◆申込書の配布場所

- 保育園・幼稚園に入園中の人 ▶ 入園中の保育園・幼稚園
- 新規で申込みの人 ▶ こども課（大口庁舎）・地域総務課（菱刈庁舎）
子育て支援センター（ルピナス・まむさる〜ん）

◆受付期間・場所

令和4年12月5日（月）～16日（金） ※土日を除く

■保育所・認定こども園での保育認定を希望する人

受付日	対象者	場所・時間
12月5日（月）～12月16日（金）	全保育園及び認定こども園の 保育（2号認定・3号認定）希望者 （市外施設を含む）	こども課（大口庁舎） 9時～19時

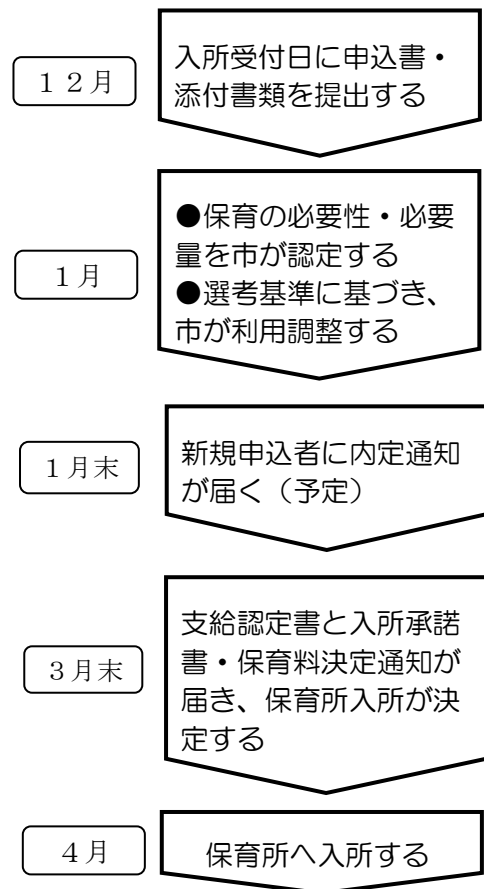
■認定こども園での教育認定を希望する人

受付日	対象者	場所・時間
12月5日（月）～16日（金）	教育（1号認定）希望者	各施設 開園時間

■幼稚園を希望する人

受付日	対象者	場所・時間
12月5日（月）～16日（金）	本城幼稚園 希望者	学校教育課（菱刈庁舎） 8時30分～17時15分

◆申込みから利用までの流れ（保育園）◆



注意！
上記の「利用の流れ」は予定ですので、変更する場合があります。

◆申込みに必要な書類◆

教育（1号認定）利用を希望する人

- ① 支給認定兼利用申込書(新規・継続)
 - ② 施設で指定する書類
- 条件によって次の書類が必要
- ③ 令和4年度所得課税証明書（※注意事項をご覧ください）
※令和4年1月2日以降に伊佐市へ転入した人で前住所地に照会情報が無い方のみ（後日提出依頼）
 - ④ 障がい者手帳等

保育（2・3号認定）利用を希望する人

- ① 支給認定兼利用申込書(新規申込みの場合)
 - ② 保育所等利用申込書(継続入所の場合)
 - ③ 保育を必要とする証明書
 - ④ 家庭調査票
- 条件によって次の書類が必要
- ⑤ 保育料連帯納付誓約書（3歳未満児がいる世帯）
 - ⑥ 育児休業取得証明書
 - ⑦ 多子世帯保育料軽減同意書（第3子以降で3歳未満児）
 - ⑧ 第3子無料化申請書（第3子以降で3歳未満児）
 - ⑨ 令和4年度所得課税証明書（※注意事項をご覧ください）
※令和4年1月2日以降に伊佐市へ転入した人で前住所地に照会情報が無い方のみ（後日提出依頼）
 - ⑩ 障がい者手帳等
 - ⑪ その他、保育が必要であることが確認できる書類（母子手帳・診断書・在学証明書等）

◆保育を必要とする「理由」と必要とする「書類」

保育所等へ入所できる児童は、その児童の保護者のいずれもが、次のいずれかの事由に該当する
 場合です。該当する事由によって、提出書類が異なりますのでご注意ください。

保育を必要とする理由	保育を必要とする証明書	
就労(パートタイム、夜間、居宅内の労働 など、基本的にすべての就労を含む)	会社員	職場の証明
	自営業	代表者→民生委員の証明 社員→代表者が証明
	農業	民生委員の証明
	内職	事業所の証明
妊娠・出産(産前3ヵ月、産後2ヵ月)		母子手帳
保護者の疾病・障がい	保護者の疾病	診断書
	保護者の障がい	障害者手帳または介護認定証
同居または長期入院等している親族の 介護・看護	家族の看護	診断書
	家族の介護	障害者手帳または介護認定証 + 必要に応じて診断書や民生委員の証明 (介護を受けている側の地区の民生委員)
災害復旧		罹災証明等
求職活動(3ヵ月の期限付き)		ハローワーク受付票
就学(職業訓練校等を含む)		在学証明書等
育児休業取得中に、既に保育を利用して いる子どもがいて継続利用が必要		育児休業取得証明書
その他、虐待やDVのおそれがある等		

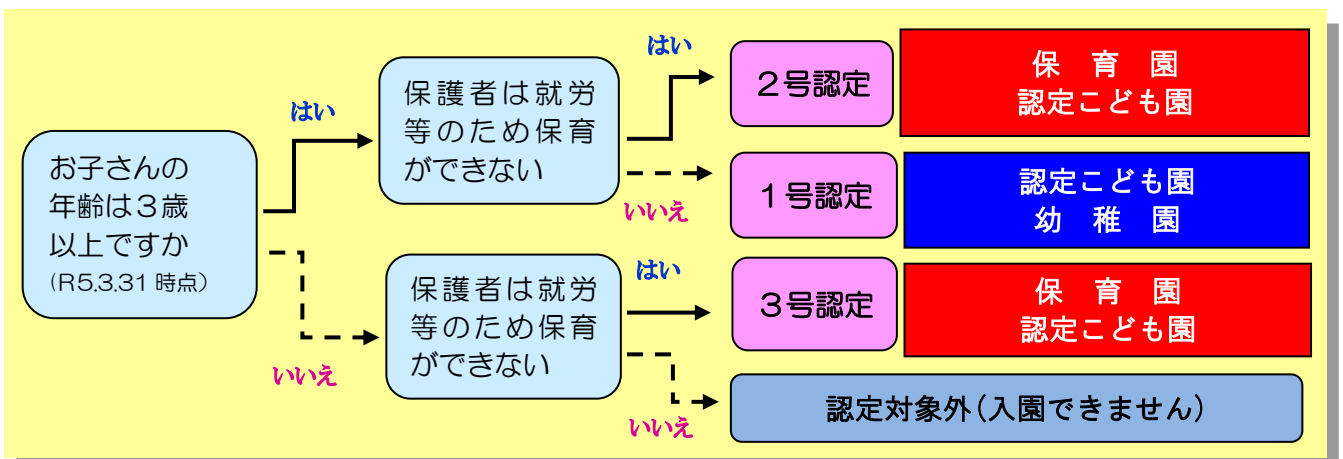
※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

◆保育の必要性の認定

子ども・子育て支援新制度では、保育所・幼稚園の利用を希望する場合、3つの区分で認定を受ける必要
 があります。認定後、市から「認定証」を交付します。

なお、認定申請は既に通園中の人も含め、入園を希望する人は全員必要です。

◆認定区分 お子さんの認定区分を確認してください。



◆伊佐市の保育園・幼稚園の一覧

□保育園（2号・3号認定の児童）

施設名	定員	開所時間	特別保育等			所在地 (小学校区)	電話番号
			一時預かり	延長保育	休日・病児保育		
明德寺	50	7:00~18:00	○	夜~18:30		大口	22-6195
山野	20	7:00~18:00	○	夜~19:00		山野	22-1476
羽月	70	7:00~18:00	○	夜~18:30	◎病児	羽月	22-6388
湯之尾	30	7:00~18:00	○	夜~18:30	◎休日	湯之尾	26-0640

□認定こども園（1号・2号・3号認定の児童）

施設名	定員 (予定)	開所時間	特別保育等			所在地 (小学校区)	電話番号
			一時預かり	延長保育	休日・病児保育		
大口幼稚園	保育 60	7:00~18:00	○	夜~18:30		大口	22-0450
	教育 30	8:20~14:30					
大口さくら こども園	保育 50	7:00~18:00	○			大口	22-8125
	教育 15	8:30~16:30					
さくらの里 こども園	保育 60	7:00~18:00	○			大口	22-2327
	教育 15	8:30~16:30					
あゆみ未来 こども園	保育 50	7:00~18:00	○			大口	22-5473
	教育 10	8:20~14:30					
みどり認定こども園 (本園)	保育 90	7:00~18:00	○	夜~19:00	◎休日	大口	22-2611
	教育 10	9:00~14:00					
ひまわり認定こども園 (みどり分園)	保育 40	7:00~18:00	○	夜~19:00		大口	23-5560
	教育 5	9:00~14:00					
こうようこども園	保育 30	7:00~18:00	○			曾木	25-2155
	教育 5	8:30~16:30					
慈光保育園	保育 50	7:30~18:30	○	朝 7:00~ 夜 19:30	○休日	菱刈	26-2145
	教育 5	9:00~15:30					
本城こども園	保育 50	7:30~18:30				本城	26-4161
	教育 5	9:00~16:00					
田中認定こども園	保育 55	7:00~18:00	○	夜~19:00		田中	26-1016
	教育 10	9:00~14:00					

(◎は他園に通園していても利用できます)

□幼稚園（1号認定の児童）

施設名	定員	開所時間	特別保育等	所在地 (小学校区)	電話番号
本城幼稚園	30	9:00~14:30		本城	26-0185

◆保育の必要時間（2号・3号認定） 就労を理由とする場合、次のいずれかに区分されます。

保育の必要時間の区分	保護者の就労時間
保育標準時間（最長 11 時間）	1 か月あたり 120 時間以上の就労
保育短時間（最長 8 時間）	1 か月あたり 48 時間以上 120 時間未満の就労

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、48 時間です。

※区分された時間以上に保育を希望される場合は、延長保育による対応となります。

※保育標準時間と短時間保育では、月額保育料が異なります。

延長保育	標準時間 原則的な保育時間（11 時間）		延長保育
延長保育	短時間	原則的な保育時間（8 時間）	延長保育

6 時 7 時 8 時 9 時 10 時 11 時 12 時 13 時 14 時 15 時 16 時 17 時 18 時 19 時

※就労状況で、保育時間を決定します。詳しくはこども課までお問い合わせください。

◆優先利用について

同一の保育園・幼稚園の申し込み数が定員数を超えた場合は、世帯等の状況を考慮のうえ優先度を判断し、利用調整を行います。

□優先利用される事由

○ひとり親家庭	○児童に障がいがある
○生活保護世帯（就労が自立支援につながる）	○育児休業が終了する
○生計中心者の失業により、就労の必要性が高い	○きょうだい在同一の施設利用を希望
○虐待・DVのおそれがある	○その他、市長が必要と認める

◆保育料について

～お子さんの保育にかかる費用について～

お子さんを保育園等で保育するときには、お子さん1人につき必要な費用（人件費、事業費、管理費等）が国の基準で定められています。（3歳以上は国の制度により無償）

この費用は、国・県・市・保育料（保護者負担額）により分担され、お子さんの安心・安全な保育を行うために活用されています。

伊佐市の保育料は、保護者の負担軽減を目的として国で定める保育料の基準よりも低く設定しており、この減額された部分は『子育て世帯への支援』として、伊佐市の一般財源から追加で負担しています。

＜国基準の保育料に基づく負担内訳＞

保育に必要な費用			
国からの補助金	県からの補助金	伊佐市	保護者負担金

＜伊佐市の保育料（低く設定した保育料）に基づく負担内訳＞

保育に必要な費用			
国からの補助金	県からの補助金	伊佐市	伊佐市（追加） 保護者負担金

毎年9月が保育料の切り替え時期となります。（下図は令和5年度の場合）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度の市民税額に基づく保育料					令和5年度の市民税額に基づく保育料						

□保育料の契約と支払方法

施設	契約	支払方法	
認定こども園	各施設	直接施設へ支払い	
本城幼稚園	市教育委員会 学校教育課	市教育委員会 学校教育課へお問い合わせください	
保 育 園	市（こども課） ※原則として、 『口座振替』 です。	口座振替	引き落としは毎月末日です。ただし末日が日曜祝日の場合は、翌平日となります。12月は25日頃が引き落とし日です。 【申込方法】金融機関へ直接お申込みください。引き落としする通帳と通帳印が必要です。
		納付書	毎月上旬、市（こども課）から当月分の納付書を送付します。 納期限は当月の末日になります。 【納付先】各金融機関窓口・コンビニエンスストア

注 意

- 保育料は期限内に納付してください。確認できない場合、翌月20日頃督促状を送付いたします。
- 保育料を滞納すると、児童手当等から差し引く場合があります。
- 納付意思がみられない場合は、給与・財産の差し押さえにより、滞納処分する場合があります。